

適正な三田市下水道使用料のあり方について

(答申)

2020(令和2)年 9月 日

三田市上下水道事業経営審議会

1 はじめに

三田市の下水道事業は、武庫川上流流域関連公共下水道事業として都市計画決定され、「下水道法」及び「都市計画法」の事業認可を受け、1978(昭和53)年度から事業着手、1985(昭和60)年5月15日から一部供用が開始された。その後、1994(平成6)年から市街化区域以外の地区において、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業に着手され、地域の特性に応じた下水道整備が進められ現在に至っている。2019(令和元)年度末において、汚水処理人口普及率は99.5%に達している。

三田市では、これまで下水道の普及促進に取り組んできたが、供用を開始して以来約35年が経ち、施設の一部は耐用年数を迎え、老朽化対策が必要になっている。三田市は阪神間の他市に比べて都市整備が遅れてきた分、下水道関連施設も幾分新しいものであるが、早期普及を推進するため集中的に整備してきたことから、耐用年数も一気に迎えることになる。その結果、老朽化施設の更新費用が急激に増加することが予測されている。その一方で、財政的には、少子高齢化等により人口が減少し、また生活様式の変化によって有収水量が減少し、使用料収入は減少していくことが予想される。

そうした状況の中、三田市下水道事業は2013(平成25)年度に官庁会計(市の特別会計事業)から企業会計(地方公営企業)へと経営管理体制を移行した。地方公営企業は独立採算性が原則であり、下水道については雨水公費、汚水私費が原則である。よって、汚水処理経費については下水道使用料で賄うことが基本となる。その下水道使用料は、1989(平成元)年に改定を行って以来、組織の統廃合・再編による人件費削減、施設の維持管理や料金徴収業務等の民間委託による経費削減を図り、改定を実施せずに今日に至っている(消費税率改定時の料金改定は除く。)

下水道事業は、市民生活に直結する公共性の高い事業であり、将来にわたって安定的かつ安全に事業経営を維持しなければならない。使用者については、人口減少や節水機器普及等の社会情勢の変化に伴い、水道事業と同様に基本水量内の使用者が増加傾向にある。そのため、使用者間の料金負担の公平性を図りながら、水需要・水使用の減少に伴う使用料収入の減少という制約下で、施設等の更新費用の増加に対処していく必要がある。

かくして、2019(令和元)年9月、「三田市上下水道事業経営審議会」が設置され、三田市から本審議会に対し、中長期的な下水道事業運営を維持するための経営財源の根幹として、適正な下水道使用料のあり方を審議・提案することが諮問された。

なお、今回の諮問においては、下水道使用料だけでなく、水道料金のあり方についても合わせて審議・提案の対象にされている。本審議会は、市民にとって必要な水を使用(需要)する水道サービスと、その結果、使った水を排水する下水道サービスは一体のものであることから、水道料金と下水道使用料の両者を同時並行して議論・審議してきた。

本審議会は、2019(令和元)年9月から計7回開催され、事務局(三田市上下水道事

業者) から説明された試算等の資料に基づき、学識経験者、市内の団体代表者・市民代表者から成る委員が、それぞれの立場から意見を交わし、主に使用者負担の公平性、事業経営の継続性の観点等から慎重に審議を進め、下水道使用料のあり方について、以下の内容で答申するものとした。

2 下水道事業における現状と課題

三田市下水道事業は、2019(令和元)年度の経常収支を表す収益的収支において、法適化後初めて約 1,300 万円の純損失を計上した。今後も収益的収支の赤字は続く見込みであり、厳しい経営状況にある。また、施設の維持更新のための投資を反映した資本的収支については、収入不足分を損益勘定留保資金で補填する仕組みであるが、その留保資金が今後枯渇し、現金不足の状態に陥る恐れもある。これまでは、積み立ててきた「生活排水処理施設維持管理基金(以下「基金」という))を取り崩すことで経営を維持してきたが、この基金残高が残り少なくなっている。

その結果、施設の維持管理に要する費用とこれまでの初期投資に際して発行した企業債償還の財源確保が、喫緊の課題となっている。加えて今後は、老朽化する施設の修繕・維持のための費用、耐用年数経過による更新費用が大きな負担となり、事業経営に支障をきたす恐れもある。よって、長期的な視点から財政状況を改善する対策をとることが重要課題である。

3 下水道使用料の算定について

三田市では、下水道事業の基本方針を立てるべく、2017(平成 29)年度に「三田市下水道ビジョン策定懇話会」を立ち上げ、50 年先を見据えつつ今後 10 年間の『三田市下水道ビジョン』を策定した。同ビジョンによれば、基本的な施策として「下水道普及の推進」「浸水対策の推進」「地震対策の推進」「効率的な施設管理の推進」「施設機能の検討・実施」「経営基盤の強化」を展開するものとされている。同時に、同ビジョンを実現するには、多額の財源が必要になることが明らかとなった。

さらに、三田市では、2018(平成 30)年度に、「三田市上下水道事業経営戦略懇話会」を立ち上げ、同ビジョンを実現するための今後 10 年間の経営指針『三田市下水道事業経営戦略』を策定した。この戦略では、下水道事業を安定的に経営していくためには、適正な財政基盤確保と維持管理、経費削減が必須であること。そして、老朽化施設の更新需要が急増していくことへの対策として、施設の延命化・合理化・適正化等による負担平準化が謳われている。財政基盤の確保という点では、同懇話会の意見書の中で、下水道使用料の見直しの必要性が提言されている。

本審議会の目的は、この懇話会の意見書の提言を出発点に、下水道使用料についてさらに詳細な議論・検討を行うことにある。

4 下水道使用料のあり方

(1) 下水道使用料の基本的な考え方

下水道使用料は、「下水道法」第 20 条第 2 項の規定を基本原則とする。すなわち、下水道サービスを提供し、維持・継続し、事業展開していくためには、今後とも使用料の徴収が必要となる。財政基盤強化のためには、適正な使用料の設定が重要になる。また、「地方公営企業法」第 21 条第 2 項では、「使用料は公正妥当でかつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業として健全な運営を確保することができるものでなければならない」と記されている。三田市の下水道事業については、2013(平成 25)年度から企業会計に移行していることから、事業としての収益性を考えた経営を進める必要がある。

(2) 基本使用料について

基本使用料は、使用水量の多少に関わらず発生する固定的経費を賄うものである。下水道事業の固定的経費は、検針や請求に係る需要家費、汚水を処理するための施設の維持管理費、減価償却費等によって構成される。

下水道事業は施設型事業であり、使用料対象経費に占める固定的経費の割合が大きいという特徴もある。その固定的経費を基本使用料で賄うことは妥当であるとしても、実際そのすべてを回収することにも困難がある。よって、固定的経費の一部を基本使用料として賦課し、残りを従量使用料として賦課する方式がこれまで採られてきた。この方式は今後とも継続することが現実的である。

(3) 基本水量制について

下水道使用料の現行の基本水量制は、月 10 m³に設定され、その範囲内においては定額（670 円）の使用料が設定されている。その根拠とする考え方は、水道料金に基本水量制が採られてきたことと基本的に同じである。基本水量制のあり方については、「適正な水道料金のあり方」の中に示しているので、そちらを参照されたい。

基本水量が月 10 m³以下の排水使用は、2018（平成 30）年度では、使用者ベースで約 22%、水量ベースで約 42%を占めている。各世帯この使用量の範囲であれば基本水量の定額負担だけであり、従量使用料は賦課されない。この範囲の使用件数・使用量は今後も増加していくと予想され、本審議会は、今後、下水道の使用量に応じた負担を求めることが必要であるとの考え方を採ることにした。また、下水道使用量は、水道の使用量が基準となっていることから、本審議会は、水道と下水道の料金体系は原則統一すべきであるという考え方も採ることにした。

(4) 従量使用料について

下水道事業の従量使用料は、基本水量を超える排水をした際に、その排水量に応じて賦課される使用料である。2018（平成 30）年度時点で、従量使用料が賦課され

ているのは、使用者ベースで約 78%、水量ベースで約 58%となっている。先述したように、近年、基本水量内の使用が増加傾向にあり、今後も増加していくことが予想されることから、本審議会は、これまでの基本水量制を廃止し、受益者負担の原則に則り、少量使用者にも従量使用料としての負担を求めることが妥当であるという考え方を採る。また、今回使用料の改定をしたとしても、今後の人口減少と共に使用料収入は減少していくことが予想される。よって、可能な限り将来を見据えた財源確保が可能となるような料金体系および使用料単価を設定することが望ましいと考える。

(5) 下水道使用料の改定案について

三田市では、1989(平成元)年4月に平均 10.6%の下水道料金の引き上げを実施した。しかしその後は消費税改定時を除いて、32年の長期にわたり料金改定を実施してこなかった。その間、阪神間の近隣市は料金改定を実施してきており、三田市の使用料は現在、近隣市よりも相対的に低い金額になっている。

図表1は、1ヶ月に 20 m³使用した場合の下水道使用料を近隣市と比較したものである。1989(平成元)年当時一番高い設定であったが、2020(令和2)年4月時点では、2番目に低い設定である。

1989年4月(平成元)当時		32年後	月20m ³ 使用時(税抜)		
市名	金額		市名	金額	差金額
三田市	1,470円	➔	川西市	1,950円	700円
川西市	1,250円		宝塚市	1,680円	480円
伊丹市	1,220円		伊丹市	1,570円	350円
宝塚市	1,200円		尼崎市	1,559円	589円
西宮市	1,110円		西宮市	1,616円	506円
尼崎市	970円		三田市	1,470円	0円
芦屋市	870円		芦屋市	1,350円	480円

使用料の設定は、他市との金額の高低だけで単純に議論できるものではない。地理的要因や歴史的要因、下水道事業の種類、処理場やポンプ場の有無・多少、効率の良し悪し等の条件によっても変わってくる。三田市の場合は、市街地だけでなく人口密度の低い農村環境の水質保全も講じる必要があり、阪神間の他市と比べると効率が低下し、負担が増えざるを得ない事情もある。

今回の使用料の算定においては、2021(令和3)年から2025(令和7)年の5年間を算定期間とし、施設の長寿命化を図ると共に、効率化のための施設統廃合事業と防災・減災事業の実施も想定する。また、初期投資の際に借り入れた企業債の償還が大きな負担になっており、その返済による資金の減少も避けられない。

そうした状況を考慮し、最大限の経費削減を行うという前提で試算を行ったところ、加重平均改定率 29.42%という数字が算出された。これは、5年間に必要な使用

料収入を総括原価 6,829,318 千円、料金改定しない場合の 5 年間使用料収入 5,277,000 千円と見積もり、前者を後者で割ることで求めた数字である。本審議会は、この見積もり金額と改定率を概ね妥当な水準と判断し、またこれまで長年にわたって使用料改定が行われてこなかった状況も踏まえると、不足が見込まれる使用料を確保するだけの使用料改定は必要であると判断する。

その上で、今回の改定では、第 1 に、水道料金と合わせて両者の基本水量制の見直しを図ること、第 2 に、今後の人口減少の予測のもとで安定した財源の確保を図ること、そのために上下水道料金を合算した負担において、各利用者・各使用者の間に押しなべて負担が及ぶ水道料金及び下水道使用料の改定が望ましいと考えた。

よって、本審議会は、少量使用者・多量使用者の負担の公平性、収入の確実性、激変緩和等を考慮しながら、改定使用料(案)として複数のパターンを審議した結果、図表 2・3 に示す下水道使用料改定案を提案することとした。これまで 1～10 m³の水量に設けていた基本水量制を廃止し、少量から多量の全使用者において受益者負担の原則に基づく従量制の料金体系とする。

図表2 改定案の使用料表

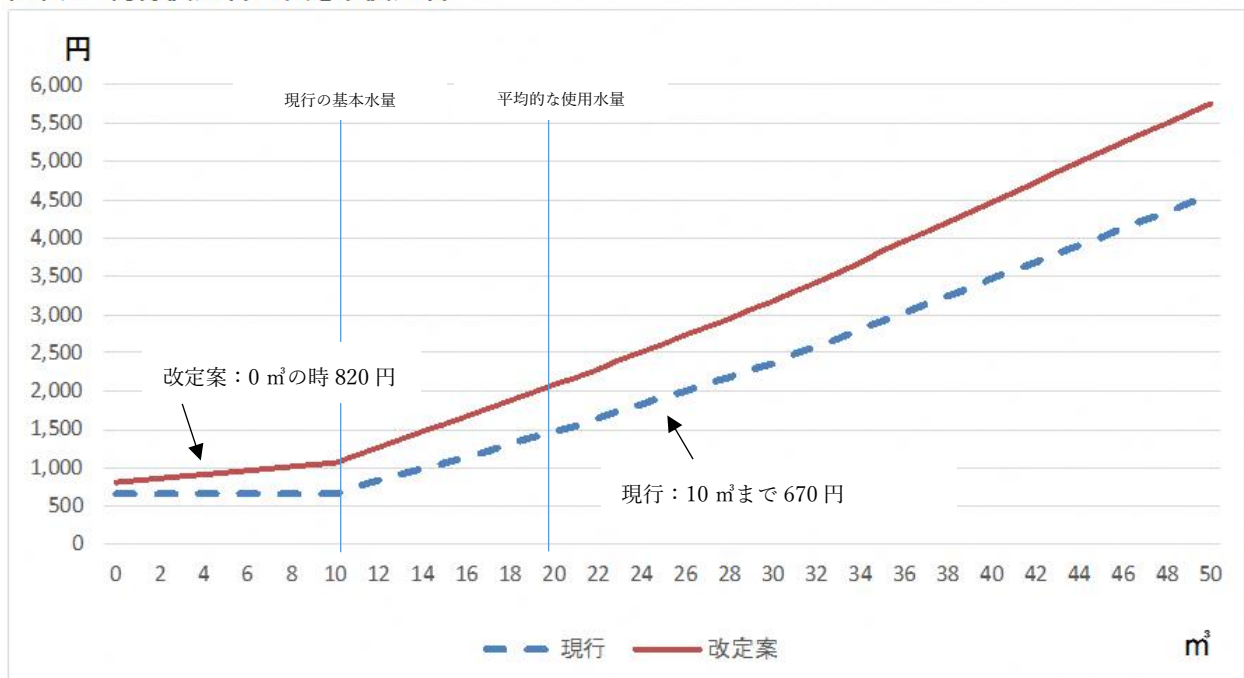
(税抜)

区分 段階	基本使用料	従量使用料								
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段	第7段	第8段	第9段
水量(m ³)	0	1～ 10	11～ 20	21～ 30	31～ 50	51～ 100	101～ 200	201～ 500	501～ 1,000	1,001～
改定案	820円	25円	100円	110円	130円	150円	185円	210円	225円	240円
現行	670円		80円	90円	110円	130円	165円	190円	205円	220円
改定額	150円	25円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円
改定率	22.4%	皆増	25.0%	22.2%	18.2%	15.4%	12.1%	10.5%	9.8%	9.1%

※現行は、10m³まで基本使用料670円、改定案は、0m³の時820円

※従量使用料は、1m³につきの単価

図表3 現行使用料と改定案使用料



5 付帯事項

(1) 災害や不測の事態に備える安全・安心な下水道事業の推進

下水道施設の老朽化による道路の陥没や汚水処理不能に陥ることは、市民生活に多大な影響を及ぼす。また、近年各地で地震、台風、集中豪雨等により下水道処理施設が甚大な被害を受け、社会活動に影響を及ぼしている。今般実施した市民アンケートからも、多少使用料が高くなったとしても、災害対策に早急に取り組むべきとの要望が示された。下水道事業に関わる防災・減災対策にさらに積極的に取り組まれない。

(2) 市民への情報提供

昨年からは三田市上下水道部は、広報誌『さんだの水道・下水道』を創刊し、市民（使用者）へのPR活動に努めているようである。また、アンケート等を実施し、使用者ニーズを把握しようともしている。しかしながら、市民の下水道事業への興味や関心はまだまだ低いものである。今後の事業継続には適正な使用者負担が必須であり、市民（使用者）から一層の理解と協力が得られるよう、さらに創意工夫し、事業の経営状況や将来の展望等を分かりやすく情報提供することに努められたい。

6 おわりに

三田市長におかれましては、本答申の内容を尊重し、市民の理解と協力を得ながら、適時適切に下水道使用料の改定を決定し、実施されることを要望する。

下水道使用料の改定は、事業継続のために必要とは言え、市民にとっては負担となる。より一層の経費削減に取り組み、使用者負担の増加を抑制する努力を図ること。そして、人口減少、施設の老朽化、災害対策、使用者間の負担の公平性等の観点から、定期的に事業運営と使用料についての検証作業を行うことを要望する。その結果、安定かつ持続可能な下水道サービスの提供が図られることを期待する。

(付属資料)

三田市上下水道事業経営審議会委員名簿（敬称略）

区 分	氏 名	所 属
会長	長峯 純一	関西学院大学 副学長 総合政策学部教授
副会長	酒井 清	公認会計士
学識経験者	亀田 啓悟	関西学院大学 総合政策学部教授
学識経験者	小林 健一	一般社団法人日本ダクタイトイル鉄管協会 顧問
学識経験者	松井 三思呂	兵庫県まちづくり技術センター常務理事兼上下水道事業部長（～第3回）
	上野 敏明	兵庫県まちづくり技術センター常務理事兼上下水道事業部長（第4回～）
団体推薦委員	堂本 一康	三田市商工会 理事
団体推薦委員	西上 明文	区・自治会連合会（小野地区 乙原区長） （～第3回）
	森脇 範之	区・自治会連合会（高平地区 下槻瀬区長） （第5回～）
団体推薦委員	小田嶋 巖	テクノパーク企業協議会（～第3回）
市民委員	上木 有美	市政参加名簿委員
市民委員	久保田 晶子	市政参加名簿委員
市民委員	針谷 智安	市政参加名簿委員
市民委員	森田 年則	市政参加名簿委員

三田市上下水道審議会審議経過

会議	開催年月日	審議内容
第1回	2019(令和元)年9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・水道事業及び下水道事業の概要、現状、課題、料金体系等について説明
第2回	2019(令和元)年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・料金改定に向けた必要事項(水需要及び料金予測、総括原価の算出)について説明 ・アンケート実施にかかる説明
第3回	2020(令和2)年3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・料金改定(素案)の提示・説明と審議
第4回	2020(令和2)年6月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・料金改定(素案)の提示・説明と審議
第5回	2020(令和2)年6月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・料金改定(素案)の提示・説明と審議
第6回	2020(令和2)年7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・料金改定(素案)の提示・説明と審議
第7回	2020(令和2)年8月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)のとりまとめ

○三田市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

平成21年3月26日

条例第2号

改正 平成31年3月25日条例第3号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 本市（以下「市」という。）に次の表に掲げる附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長	三田市上下水道事業 経営審議会	(1) 水道料金、下水道使用料に関する 事項についての調査審議 (2) その他上下水道事業の経営に関する 事項についての調査審議	12人以内	2年

（委員構成）

第2条の2 前条に規定する附属機関の委員は、当該附属機関の担当事務等を勘案して次に掲げる者のうちから執行機関が選任することができる。

- (1) 学識経験者
- (2) 市政参加条例第11条又は第12条に規定する者
- (3) 執行機関が必要と認める者

（平26条例33・追加）

（任期）

第3条 委員の任期は、前条の表に定めるとおりとする。ただし、特に定める場合を除き、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（秘密を守る義務）

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、他に条例で定めるものを除き、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○三田市上下水道事業経営審議会規則

平成31年3月28日
規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）第5条の規定に基づき三田市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、上下水道事業の経営に関する事務を所管する担当課において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集することができる。

三上水第117号
三下第139号
令和元年9月13日

諮 問 書

三田市上下水道事業経営審議会
会 長 様

三田市長 森 哲 男

水道料金及び下水道使用料のあり方について（諮問）

水道事業及び下水道使用料は、市民生活に直結する公共性の高い事業であり、将来にわたって安定的かつ安全に事業を継続していくため、「経営戦略策定懇話会」による意見書に基づき、平成31年3月に、中長期的な収支計画である「水道事業及び下水道事業経営戦略」を策定し、今後10年間の経営方針を定めたところです。

同経営戦略において、経営と財源の根幹である「水道料金及び下水道使用料」に関する取り組むべき課題として、人口減少、節水機器の普及など社会情勢の変化に伴い、基本水量内使用者が増加傾向にあり、これらの使用者に対する料金負担の公平性確保を図ること、また、水需要の減少による料金収入の減少と、施設等の更新費用の増加が見込まれる中、安定的な事業運営を維持するための適正な料金体系に向けた検討を挙げています。

つきましては、これらの検討課題について、ご審議いただきますよう下記事項を諮問いたします。

記

1 諮問事項

- ①適正な水道料金のあり方について
- ②適正な下水道使用料のあり方について